

法人ニュース 会津

2020新年号 vol.327



<http://www.aizu-ho.or.jp>

Mail:info@aizu-ho.or.jp

公益社団法人 会津若松法人会

〒965-0059 会津若松市インター西112

TEL 0242 (22) 5821

FAX 0242 (25) 3303

発行人 星 幹夫

編集 広報委員会



公益社団法人 会津若松法人会
会長 星 幹夫

明けましておめでとうございます。会員の皆様には、お健やかに良き新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、会員ならびに役員の皆様はじめ関係各位には、平素より格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。顧みますと昨年は、正に時代の転換を実感する年でありました。天皇陛下のご即位に伴う一連の祝賀行事など明るい出来事も多く、ワントームという流行語に象徴されるように、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ『令和』という時代が麗しくスタートした一年となりました。また、税制面では消費税の増税に伴い、キャッシュレス化の進展がみられ、人口減や高齢化で厳しさを増している地域経済にもIT化の進展が見られた一年でもありました。

一方、台風や豪雨等の自然災害の発生も多く、それらは東日本大震災以来、経験したことのない規模で多くの人的物的被害をもたらし、有効なハザードマップの再構築など、安全安心な地域社会に向けた防災対策の見直しが焦眉

の課題であることを認識させられた年でした。

このよう中、当会の目標である会員組織率30%以上を達成し、各種セミナーや社会貢献事業をはじめとした事業計画が着実に実施できましたことは、何よりも会員の皆様の積極的なご協力の賜であり、改めて感謝申し上げます。

顧みますと当法人会は、これまで時々刻々変化する社会経済情勢に対応しながら税を中心とした社会貢献団体としてその果たすべき役割を全うして参りました。当会は、戦後日本税制に申告納税制度が導入された昭和25年に、「会津若松法人協会」として発足し、その後、昭和51年には猪苗代、会津坂下、会津高田、会津本郷、西部の5法人会と統合し「社団法人会津若松法人会」となり、平成25年には国の公益法人制度改革に伴い、公益社団法人として現在に至っております。

当会は、新たな令和の時代にあっても時代の要請を適時適切に体現しながら会員拡大に努め、税のオピニオンリーダーとして皆様の企業発展を支援するとともに、より一層地域振興に寄与できますよう努めて参ります。

今年は子年であります。

子年は新しい運気の循環の始まりの年であり、植物の種子が



猪苗代湖のしぶき氷 [写真提供：猪苗代町]

成長に向かって膨らみ始める時であります。また、ねずみは「子孫繁栄」の象徴で、株式市場でも「子年は繁栄」という格言があり、株価が上昇する傾向にあると言われます。本年が地域社会・経済にとりまして繁栄する年となり、多くの企業の将来に希望が見出せる、新たな時代の始まりの年となることを切に願いたいと思います。

結びに、会員企業の益々のご隆盛と、皆様のご活躍ご健勝を心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。

新年のごあいさつ



会津若松税務署長
金子 和明

令和2年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。星会長をはじめ、会津若松法人会の役員の方々並びに会員の皆様には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。本年も、皆様との連携・協調を深めながら、税務行政の諸課題に取り組んでまいりますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

会津での生活も早いもので半年が過ぎ、着任当時は、緑豊かな景色が広がる夏、そして、錦絵のように彩られる秋を迎え、今は雪景色へ変わろうとしており、会津では、名所旧跡巡りだけでなく、季節の移ろいも楽しんでおります。

さて、間もなく令和元年分の確定申告の時期を迎えます。例年同様に、国税庁ホームページに掲載する「確定申告書等作成コーナー」のご利用を推奨しております。特に、確定申告期間中24時間いつでも申告できるe-Tax申告が非常に便利です。

e-Taxで申告を行うには、マイナンバーカード等を使用して送信する方法と、IDとパスワードにより送信する方法と、

通りがあります。IDとパスワードの発行を希望される場合には、申告されるご本人が運転免許書等の本人確認書類をご持参の上、お早めに税務署へお越し願います。昨年からスマートフォンを利用した申告ができるようになりました。本年は更に利便性が拡大しております。1点目は、スマート専用画面の拡大です。二点目は、所得がある方、年金収入がある方のほか、全ての所得控除にも対応が可能になります。2点目は、マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンを使用すれば、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信が可能になりました。是非「確定申告書等作成コーナー」のご利用をお願いいたします。

なお、税務署では、本年も申告書作成会場を開設いたしますが、例年混雑し、提出をいとまなくまで長時間かかる状況が続いております。更に本年の確定申告においては、消費税の軽減税率制度導入後の初回申告への対応等により昨年よりも混雑が予想されますので、是非ご自宅のパソコンやスマートフォンで、簡単・便利な電子申告のご利用をお願いいたします。

本年十月一日に実施された、消費税率の引上げ及び軽減税率制度への対応については、初回申告に向けて、引き続き、貴会をはじめとする関係民間団体や県市町村とも連携・協調を図りながら説明会を実施していくこととしておりますので、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。結びとなりますが、会津若松法人会の更なるご発展と会員企業のご繁栄、並びに、会員の皆様のご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。本年も、どうぞよろしくお願ひいたします。

＜確定申告書作成会場のお知らせ＞

令和元年分所得税等の申告作成会場は、アピオスペース1階に開設します。

○ 開設期間 令和2年2月17日（月）～令和2年3月16日（月）

※ 土曜日・日曜日・祝日等は除きます。

○ 開設時間 9時15分～16時

※ 税務署には上記期間を含め、申告書作成会場を設置しておりませんので、会場開設期間中にお越しください。

※ 申告書の作成に関する一般的なご相談は、「電話相談センター」でお答えしています。

TEL0242-27-4311（土・日・祝日を除く8時30分～17時） 音声案内に従って『0番』を選択してください。

～申告書作成会場は大変混雑します～

申告書は **パソコン・スマホ** から

国税庁ホームページ **『確定申告書等作成コーナー』** を

利用して **e-Tax** 又は郵送等で提出できます。



申告書の作成は
こちらから！

東北税理士会会津若松支部から 「税の無料相談会」開催のお知らせ

東北税理士会会津若松支部では、社会貢献活動の一環として、2月23日（税理士記念日）に、税理士による「税の無料相談会」を開催することとしております。

相続税や贈与税、土地や建物の譲渡に係る税、消費税、その他確定申告に関する税などのご質問・ご相談をお受けいたしますのでお気軽にご利用ください。

なお、ご利用にあたり、事前予約の必要はありません。

○日 時	令和2年2月23日（日）午前10時～午後4時まで
○場 所	アピオスペース2階研修室（会津若松市インター西90）
○問合せ先	東北税理士会会津若松支部 支部長 上杉 雅明（税理士事務所）
☎ 0242-27-7449	

～「税金について困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう」～

障がい者雇用優良事業所を表彰



「会津若松市障がい者雇用優良事業所顕彰事業」は、障がい者を積極的に雇用し、雇用環境を整えるなど、他の事業所の模範となる事業所を「会津若松市長賞」として表彰し、そのすばらしい取組みを、市民や企業に広く啓発することにより、障がい者雇用意識の高揚を図ることを目的に実施しております。

受賞事業所：有限会社 日本美術産業様

- (1) 事業内容 宗教用具製造業 仏壇・仏具・位牌
- (2) 雇用障がい者数 5名
- (3) 障がい者雇用率 3.7%

タオル・使用済み切手提供のお願い

タオルは団体や施設等へ、使用済み切手等は開発途上国の妊産婦と女性の命と健康を守る活動に役立てられます。

（問合せ先：女性部会事務局・TEL 0242-22-5821）

【未使用タオル】

柄物、無地、名入等、タオルの模様は問いません。

（ハンドタオルも可）

会津若松市社会福祉協議会へ寄贈

実績 ①102枚（2015年）、②234枚（2018年）

【使用済み切手・書き損じハガキ】

切手は「切手」と「消印」を全て残して切り取ってください。

国際協力NGOジョイセフへ寄贈

実績 ①切手2.3kg・ハガキ16枚（2016年）

②切手3.7kg・ハガキ153枚（2018年）

新春特別講演会

「ふくしまの酒 7年連続日本一！ その軌跡について」

＜講師＞

福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター
副所長 兼醸造・食品科長

鈴木 賢二 氏

日 時 2月26日（水）

16:00～17:30

会 場 ルネッサンス中の島



2024年から一万円札の肖像画に、渋沢栄一が登場する。なぜ、いま渋沢栄一なのか。

私は、今こそ、渋沢の精神を実践せよという天の啓示と受け止めたい。

承知のように、渋沢は明治維新後、政界から財界に身を転じて、パリ視察団団員として受けた衝撃を、日本経済に大きく開花させた。

渋沢が設立に関わった会社は、第一国立銀行はじめ500に及ぶ他、500の

大学や福祉事業に関わり、日本資本主義の父と呼ばれたことは良く知られている。

渋沢は官尊民卑を解消し、近代社会の形成を政府主導ではなく民間主導で成し遂げることに命をかけ、具体的な制度の一つとして、後に株式会社制度に発展する合本制を構想した。

事業がすべからく公益性を有しており、経済で得た利益を株主や社会に還元することで、経済はいつそう活性化すると考えた。「良く集め良く散ぜよ」とは、この意味である。

渋沢の代表的著作「論語と算盤」の中に「完（まつ）

いま、なぜ「論語と算盤」か

大学や福祉事業に関わり、日本資本主義の父と呼ばれたことは良く知られている。

渋沢は官尊民卑を解消し、近代社会の形成を政府主導ではなく民間主導で成し遂げることに命をかけ、具体的な制度の一つとして、後に株式会社制度に発展する合本制を構想した。

「完（まつ）き人」と「偉き人」の違いが述べられている。

「完（まつ）き人」は、「智・情・意」が揃つた常識人であるのに対し、「偉き人」は他に際立つた点をもついても「智・情・意」の何かが欠けている人で、それは完（まつ）き人に比べると変態だと、こき下ろす。

しかし、同書の中で渋沢が「国の豊かさは大いに増大した。ところが何としたことか、人格は明治維新前より退歩したどころか、消滅しないかと心配している」と書いているように、道德の重要性を「理屈としては分かるが、現実には困難」と

考える経営者が多かった。バブル経済、リーマンショックは、このことを怨実に表している。



天下国家を論じているうちには和氣藹々だったが、会社の経営体制に議論が及ぶと雰囲気は一気にしらけたという。

渋沢は「事業利益を個人が独占することは事業の公益性に反する」として、岩崎を「偉き人」ではあるが、

天下国家を論じているうちには和氣藹々だったが、会社の経営体制に議論が及ぶと雰囲気は一気にしらけたという。

天下国家を論じているうちには和氣藹々だったが、会社の経営体制に議論が及ぶと雰囲気は一気にしらけたという。

天下国家を論じているうちには和氣藹々だったが、会社の経営体制に議論が及ぶと雰囲気は一気にしらけたという。

グローバル化がもたらした問題

こんな逸話がある。

「事業は才能ある人間が経営も資本も独占すべし」と考えた、三菱を興した岩崎弥太郎は、渋沢と組んで日本の実業界を二人の思いのままにできると、いう腹積もりで、向島の料亭に渋

が「國の豊かさは大いに増大した。ところが何としたことか、人格は明治維新前より退歩したどころか、消滅しないかと心配している」と書いているように、道德の重要性を「理屈としては分かるが、現実には困難」と

考える経営者が多かった。バブル経済、リーマンショックは、このことを怨実に表している。

ぐことは出来なかつたと思う。

このままで、世界は持続可能性を失うことを懸念

続可能性を失うことを懸念

した国連は、2015年国連サミットにおいて、当面、

2030年までに到達すべきゴール17項目、詳細ターゲット169項目を採択した。SDGs（持続可能な開発目標）エスディーゼー

ズ）である。

貧困の絶滅、飢餓をなくす、すべての人に健康と福祉、質の高い教育、安全な水とトイレ、クリーンエネルギーなど、世界中の国々がゴールを目指し行動することを要求している。

わが国でも、国・自治体・民間企業の全てが取り組み始めている。

この挑戦を企業で言えば、現在の財・サービスの提供により生み出している社会的負荷を限りなくゼロにするとともに、経営戦略として積極的にSDGsに取り組むことと言つていい。

SDGsで社会全体の利益が生み出されれば、「天の算盤」が合うに違いない。

益が生み出されれば、「天の算盤」が合うに違いない。

このままで、世界は持続可能性を失うことを懸念

続可能性を失うことを懸念

した国連は、2015年国連サミットにおいて、当面、

2030年までに到達すべきゴール17項目、詳細ターゲット169項目を採択した。SDGs（持続可能な開発目標）エスディーゼー

ズ）である。

貧困の絶滅、飢餓をなくす、すべての人に健康と福祉、質の高い教育、安全な水とトイレ、クリーンエネルギーなど、世界中の国々がゴールを目指し行動することを要求している。

わが国でも、国・自治体・民間企業の全てが取り組み始めている。

この挑戦を企業で言えば、現在の財・サービスの提供により生み出している社会的負荷を限りなくゼロにするとともに、経営戦略として積極的にSDGsに取り組むことと言つていい。

売却などの多くは、社会問題の解決というより、個別企業の利益を追い求める経済的価値観だ。

ここで地球問題が解決し、市民の幸福度が高まるのであろうか。

これに對して後者の「社会的経営観」は、社会の課題に真正面から向き合い解決に当たる。その姿勢が市民から共感を呼び発展していく。企業も社会も良くな

るWin-Winである。

しかし、この経営観は今

のところ限られた一部の企業に支持されているに過ぎない。

思うに、企業のスタート

はどこも社会的経営観だつた。スーパーのダイエーは流通機構をぶち壊して市民に豊かさをもたらすことを使命とした。

しかし、競業他社が参入

したことで価格競争となり、結果として、ダイエーは行き詰まつた。

最初の狙いであつた顧客

の幸せや満足が、競争激化

してくると株主の要請に応える責任もあり、自社の利益を追求することが優先してしまつたためだ。

「社会的価値の創造」を

通して「経済的価値を創造」するという考え方、米の経営学者マイケル・ポーター

が2011年にCSV（Creative Society）として

提唱した。

企業は「価値を創造し、

これを社会と企業と共有する」という思想で、「共有価値の創造」と呼ばれる。

ポーターは、すべての企業はCSVに取り組まなければならぬと言つた。

CSVに取り組むことで、地球全体の利益は確実に高まる。「CSVと天の算盤」こそ、令和時代の「論語と算盤」と考えるのだが、如何だろうか。日本でもCSVに取り組む企業が増えてきたのは嬉しいことだ。

昨年、「事業を通じた継続的な社会課題の解決」を事業目的の第一に掲げ実

践する』企業を「未来創造企業」と定義し、認定する研究所（藤岡俊雄理事長）である。「未来創造企業」を認定するための詳細な評価基準を日本総合研究所の支援を得て作成し、昨年12月には10社ほどの企業が認定された。

未来創造企業は、社会の価値や人々の幸福度を向上させ、よりよい社会を創り出すだけでなく、実践の結果生まれる経済的価値を従業員などへ適切に分配・再投資することで企業の持続的な発展にもつながる。

松山藩の財政を再建した山田方谷は、「義を明らかにして利を計らす」と言つた。正義を貫けば、利益は後からついて来るとの意であろう。

新年に当たつて、「天の算盤」を合せるべく、すべての企業が社会課題の解決に取り組むことを願うばかりである。

社会的経済観とCSV 3

世の中には、二つの経営観がある。

一つは、企業の目的を企業価値最大化に置き、利益・配当・株価などを重視する経営観。これを「経済的経営観」と呼んでおこう。

他の一つは企業の目的は世界の持続可能性を維持しながら、市民幸福度を高めることに置き、社会課題の解決を重視するもの。これを「社会的経営観」と呼んでおこう。

わが国でも、国・自治体・民間企業の全てが取り組み始めている。

この挑戦を企業で言えば、現在の財・サービスの提供により生み出している社会的負荷を限りなくゼロにするとともに、経営戦略として積極的にSDGsに取り組むことと言つていい。

SDGsで社会全体の利

益が生み出されれば、「天の算盤」が合うに違いない。

このままで、世界は持続可能性を失うことを懸念

続可能性を失うことを懸念

した国連は、2015年国連サミットにおいて、当面、

2030年までに到達すべきゴール17項目、詳細ターゲット169項目を採択した。SDGs（持続可能な開発目標）エスディーゼー

ズ）である。

貧困の絶滅、飢餓をなくす、すべての人に健康と福祉、質の高い教育、安全な水とトイレ、クリーンエネルギーなど、世界中の国々がゴールを目指し行動することを要求している。

わが国でも、国・自治体・民間企業の全てが取り組み始めている。

この挑戦を企業で言えば、現在の財・サービスの提供により生み出している社会的負荷を限りなくゼロにするとともに、経営戦略として積極的にSDGsに取り組むことと言つていい。

SDGsで社会全体の利

益が生み出されれば、「天の算盤」が合うに違いない。

このままで、世界は持続可能性を失うことを懸念

続可能性を失うことを懸念

した国連は、2015年国連サミットにおいて、当面、

2030年までに到達すべきゴール17項目、詳細ターゲット169項目を採択した。SDGs（持続可能な開発目標）エスディーゼー

ズ）である。

貧困の絶滅、飢餓をなくす、すべての人に健康と福祉、質の高い教育、安全な水とトイレ、クリーンエネルギーなど、世界中の国々がゴールを目指し行動することを要求している。

わが国でも、国・自治体・民間企業の全てが取り組み始めている。

この挑戦を企業で言えば、現在の財・サービスの提供により生み出している社会的負荷を限りなくゼロにするとともに、経営戦略として積極的にSDGsに取り組むことと言つていい。

SDGsで社会全体の利



11/28 ハラスメント対策セミナー
(アピオスペース)



11/7 新設法人説明会 (アピオスペース)



10/25 県青連協 第27回会員研修会「郡山大会」
(郡山ビューホテル)



12/4 決算申告・軽減税率制度説明会 (アピオスペース)

経理研究部会・青年部会合同行事
 ●12/13 年忘れ会 (ホテルニューパレス/写真①)
 ●12/31 そば打ち (せせらぎ公園管理棟/写真②)



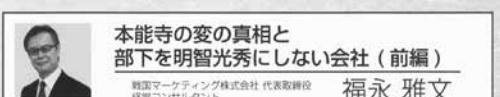
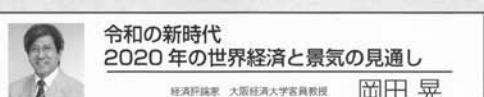
10/16 県女連協 第19回会員研修会
'郡山大会' (ホテル華の湯)



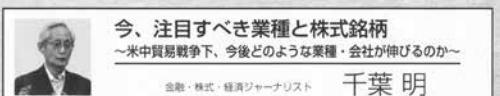
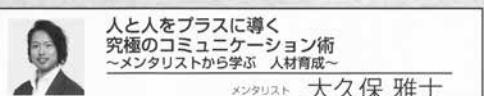
11/13~14 女性部会視察研修旅行
(カバンACE、くすりミュージアム 他)



世界が注目する年へ～法人会のインターネットセミナー



<http://www.aizu-ho.or.jp/>



会津若松法人会

検索



視聴方法・パスワード
等は事務局にお問い合わせください

安部建設株様

（猪苗代町）

優良申告法人に対する表敬



金子和明税務署長から表彰される遠藤氏

◆会津若松税務署長表彰

令和元年度納税表彰

遠藤 久氏

（副会長／（有）遠藤総合経営センター）

栄えある受賞
おめでとうございます

租 税 教 室



12/11 川南小（児童数33名）



10/30 租税教室講師養成勉強会



11/13 永和小（児童数13名）



12/13 河東学園小（児童数76名）



12/20 湊小（児童数8名）



12/16 一箕小（児童数111名）



11/13 会津坂下支部視察研修（大川ダム左、新鶴ワイナリー右）



12/12 睡眠マネジメントセミナー（アピオスペース）



10/18 西部支部第18回親善ゴルフ大会
(会津磐梯カントリークラブ)



10/19 第11回会員研修親睦旅行（宮城、山形方面）

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます。平成31年1月～令和元年12月の新入会員の皆様をご紹介いたします。

(株)あぐりファイト横沼 (会津若松市/農業)	合同会社 がぶっと・あぐり (大沼郡会津美里町/農業)
安部板金工業所 (会津若松市/建築板金業)	(株)サポートワンあいづ (会津若松市/保険代理業)
(有)目黒工務所 (会津若松市/建築業)	(株)上野工業 (会津若松市/土木工事業)
(株)青木架設工業 (会津若松市/建設業)	(株)宮川電機坂下工場 (河沼郡会津坂下町/製造業)
(株)一矢建設 (会津若松市/建設業)	(有)キクチ自動車工業 (河沼郡柳津町/自動車整備販売業)
(株)ピーアンドエム (会津若松市/金属加工製造業)	合同会社 洗技館 (大沼郡会津美里町/クリーニング業)
弁護士法人 れいわ総合法律事務所 (会津若松市/法律事務所)	合同会社 阿部石油店 (大沼郡金山町/石油製品販売)
(有)福島メンテナンス (会津若松市/介護事業)	(有)トランスポート内山 (会津若松市/貨物自動車運送業)
一般財団法人 会津若松市労働者福祉サービスセンター (会津若松市/福利厚生サービス)	阿久津孝光税理士事務所 (会津若松市/税理士業)
坂内畠店(株) (大沼郡会津美里町/畠小売業)	(株)シンパシー (会津若松市/介護事業)
(株)新田商店 (大沼郡会津美里町/製造・販売業)	(有)赤埴商店 (耶麻郡猪苗代町/小売・卸売業)
(株)エコ・プランニング (会津若松市/卸売業)	W o o d h o u s e (株) (会津若松市/建築工事業)
(有)会津管財 会津支社 (会津若松市/製造業)	五十嵐建築 (会津若松市/建築業)
一般社団法人 ライフアップかねやま (大沼郡金山町/サービス業)	(有)佐野電気工事 (会津若松市/電気工事業)
(株)新井組 会津若松支店 (会津若松市/建設業)	デンタルクラフトワーク (会津若松市/歯科技工士)
(株)佐藤農園 (耶麻郡猪苗代町/農業)	特定非営利活動法人 奥会津まちづくり支援機構 (河沼郡柳津町/サービス業)
島尾雅行税理士事務所 (会津若松市/税理士業)	(株)東海日動/パートナーズ東北 (会津若松市/福島支店 会津支社 保険代理業)
イージーエム大和(株) (会津若松市/金属加工・切削工具の製造・再研磨)	(有)國分木材店 (耶麻郡猪苗代町/製材業)
(有)マルヨシ (会津若松市/販売業)	あおぞら税理士法人 会津事務所 (会津若松市/税理士業)
一般財団法人 福島県社会保険協会 会津若松支部 (会津若松市/各種組合・団体等)	(株)アグリネクスト (河沼郡柳津町/農業)
タカコモンズ(株) (大沼郡三島町/宿泊業)	医療法人 浅見クリニック (耶麻郡猪苗代町/医療業)
日章重設(株) (会津若松市/建設業)	(有)サンユー・オートサービス (河沼郡会津坂下町/自動車整備販売業)
(有)会津防災安全センター (耶麻郡猪苗代町/電気工事・消防施設工事業)	(株)丸秀組 (大沼郡会津美里町/土木・建築業)

～ご入会 誠にありがとうございました～ (入会順)

お仲間を紹介ください

法人会では会員企業の支援と社会の健全な発展に貢献するため様々な活動を行っております。その中の一つである政府や関係機関等への「税制改正提言活動」では、多くの要望が実現しております。

1社でも多くの企業の声を届けていくためにも未だ法人会にご入会されていない会社がありましたら、ぜひご紹介下さい。

法人会活動の内容や入会手続き等の説明は事務局で対応させていただきます。

〈事務局〉 TEL 0242-22-5821 / FAX 0242-25-3303



●●●●● 軽減税率制度における税額計算の特例とは？ ●●●●●

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～ 税理士 互井 敏勝

-  **リサ** 令和元年10月から軽減税率制度が導入され、消費税率が複数になりましたね。
-  **サキ先生** 今後は売上げと仕入れを税率の異なるごとに区分して税額計算する必要がありますね。
-  **リサ** 税率ごとに区分するのは大変ですね。
-  **サキ先生** 課税売上げと課税仕入れを税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者)については、売上税額と仕入税額について特例を用いて計算することができます。
-  **リサ** 具体的にはどのように計算するのですか。
-  **サキ先生** まず、売上税額の計算特例は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、課税売上げ(税込み)の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算します。この一定の割合は3種類あり、①課税仕入れ等(税込み)を税率ごとに区分経理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、その事業に係る課税仕入れ等(税込み)に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等(税込み)の割合(小売等軽減仕入割合)、②通常の連続する10営業日の課税売上げ(税込み)に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)の割合(軽減売上割合)、③上記①と②の割合の計算が困難な中小事業者で主として軽減対象資産の譲渡等(約50%以上が軽減税率対象)を行う事業者の50/100(軽減売上割合を50%とみなす)、があります。なお、①は簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。
-  **リサ** 課税売上げを税率の異なるごとに区分して経理できなくても、簡便的に軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算することができるのですね。
-  **サキ先生** 次に、仕入税額の計算特例は、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間において、課税売上げ(税込み)を税率ごとに区分経理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、その事業に係る課税仕入れ等(税込み)に、その事業に係る課税売上げ(税込み)に占める軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)の割合(小売等軽減売上割合)を掛けて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等(税込み)を算出し、仕入税額を計算します。なお、課税売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算特例として軽減売上割合(上記②又は③)を使用した場合は、その軽減売上割合を小売等軽減売上割合とみなして仕入税額を計算します。
- また、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間については、上記仕入税額の特例を適用せずに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる特例があります。
-  **リサ** この税額計算の特例は、卸売業又は小売業を営む事業者とそれ以外の事業者で適用できる特例が異なるので、制度を良く理解する必要があります。

【筆者紹介】 互井敏勝（たがい・としかつ） 1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官公房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「令和元年版 税制改正経過一覧ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」（共著、大蔵財務協会）、「所得税重要事例集」（共著、税務研究会）など。

消費税期限内納付 推進運動 実施中！

消費税の
期限内納付を
忘れずに。

- 消費税には申告・納付期限^(※1)があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。

- ✓ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ✓ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ✓ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ✓ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） ^(※4)

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年03月31日までに消費税の申告と納付を行なう必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

 法人会

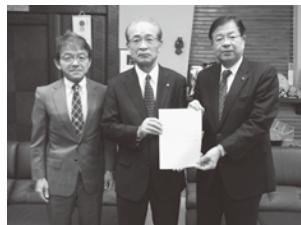
令和2年度 税制改正提言を実施



衆議院議員・菅家 一郎 氏
(秘書: 佐原 正純 氏)



会津若松市議会議長
清川 雅史 氏



会津若松市長
室井 照平 氏

会津若松法人会では、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として公平で健全な税制の実現を目指して、税の提言活動を行っています。

今年も全国法人会総連合の第36回法人会全国大会・三重大会での『令和2年度税制改正に関する提言』の実現を強く求めるとの大会宣言の下、12月13日に星幹夫会長と鈴木勝人税制委員長が左の三氏に提言活動を行いました。

令和2年度 税制改正に関する提言 (骨子)

提言の主な内容は次のとおり。詳
細は全法連ホームページ「税の提言
活動」のコーナーをご覧ください。
<http://www.zenkokuhojin-kai.or.jp>



1. 税・財政改革のあり方
財政健全化に向けて
2. 社会保障制度に対する基本的考え方
社会保障給付費の財源は公費と保
設定すべきである。
3. 行政改革の徹底
今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を
4. 消費税引き上げに伴う対応措置
軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。軽減税率制度導

化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれおり、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

・超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

「先進国クラブ」と称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要

10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実に変わりはない。国際競争力強化などの観点から、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

5. マイナンバー制度について

依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

令和2年度 税制改正に関するスローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

また、軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

(3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。さらなる抜本的な対応が必要と考える。

III. 地方のあり方

・国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念

が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。

要になる。

・「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組まねばならない。

要になる。

もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

要になる。

・地方交付税制度は地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は自らの責任で行財政改革を実行していかねばならない。

要になる。

IV. 震災復興

・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

・近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、適切な支援

『税目別の具体的課題』

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率
2. 贈与税の見直し

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

V. その他

1. 紳税環境の整備
2. 租税教育の充実

・自然災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。

要になる。

謹賀新年



会津通運株式会社

代表取締役社長 渡邊拓也



本社 〒965-0052 会津若松市町北町大字始見島83番地
電話 0242-22-4373(代)
FAX 0242-25-0611
<http://aizu-tsuuun.co.jp/>
E-mail : takuya_watanabe@aizu-tsuuun.co.jp

OLYMPUS

代表取締役社長
山崎等

会津オリンパス株式会社

〒965-8520 福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西600
TEL 0242-28-2111 FAX 0242-28-2117
<https://www.aizu.olympus.co.jp/>



会津天宝

SINCE 1871

1871 - 2021
ADVANCE
150th代表取締役社長
満田盛護
Mitsuta Seigo

会津天宝醸造株式会社

■本社
〒965-8511 会津若松市大町1丁目1番24号
TEL 0242-23-1616 FAX 0242-25-4767

URL : <http://www.aizu-tenpo.co.jp>株式会社
会津電気工事代表取締役
佐藤脩一

〒965-0841 福島県会津若松市門田町大字吉字小金井38番地3
TEL 0242-27-1460(代) FAX 0242-27-1362



Drive your Ambition

宮森正芳

代表取締役 社長

会津若松経営品質賞
2011年度受賞会津三菱自動車販売株式会社
會津本店

会津若松市町北町大字藤室達摩168番地1 〒965-0057
TEL 0242-25-2711 Fax 0242-25-2714
E-mail: masayoshi.miyamori@aizummc.co.jp
URL <http://www.aizummc.jp>

創業昭和13年 会津の老舗不動産屋さん
福島県知事(16)第50043号

AREA 株式会社会津不動産商会

Aizu Real Estate Agent Inc.

代表取締役 伊東邦彦
Itoh Kunihiko

〒965-0877 福島県会津若松市西宗町8番34号(葵高校正門前)
TEL (0242) 27-0318(代) FAX (0242) 27-0343
携帯 090-1936-8789 E-mail: area110@nifty.com



AIZU SHINKIN BANK

理事長
星

会津信用金庫

F 電 〒 会津若松市馬場町二番十六号
A 話 九六五-〇〇三七
X (〇二四二) 二二一六五六五
(〇二四二) 二二一七〇八
(〇二四二) 二四一七二二三
二二一七五五
二二一八九六五
二二一八九六五

幹夫



〒965-0037
会津若松市中央一丁目一
電話 (0242) 221-6565
FAX (0242) 221-1708
http://www.aizushinkuni.co.jp/

理事長

小林利典

会津商工信用組合

代表取締役社長
四家邦博

〒965-0005
会津若松市箕町大字龜賀字郷之原二二四
電話 (0242) 241-1722(代)
FAX (0242) 241-2722
二四一七二二三

会津自動車工業株式会社

<p>清酒</p>  <p>エイセン 榮川酒造株式会社</p> <p>会津若松市経営品質賞 2002年度大賞受賞</p> <p>取締役 宮森 優治</p> <p>URL http://www.eisen.jp/</p>	<p>民間車検場 自治労、教職員共済、全労済 指定工場</p> <p>(有)五十嵐自動車整備工場</p> <p>代表取締役 五十嵐 正義</p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字ドウケ33-1 TEL 0242-62-3325 自宅 62-2325 FAX 0242-62-3045</p>	
<p>伝承された日本の美と心を伝える 仏壇・仏具・位牌の総合メーカー</p>  <p>株式会社 小野塗器店</p> <p>代表取締役 小野 隆市</p> <p>本社 福島県会津若松市インター西56番地の4 965-0059 電話 (0242) 24-4040㈹ FAX (0242) 37-2862</p>	<p>経営革新は自己革新から  TKCコンピュータ会計 認定経営革新等支援機関</p> <p>遠藤久税理士事務所 税理士 遠藤 久</p> <p>事務所 〒965-0046 福島県会津若松市八日町2番15号 TEL (0242)32-1960(代) FAX (0242)32-4644 E-mail : e@tkcnf.or.jp 自宅 〒966-0092 福島県喜多方市清水台二丁目17番地 TEL (0241)23-0509 FAX (0241)23-3000 携帯 090-3365-5255</p>	
<p>早戸温泉・つるの湯</p> <p>早戸温泉つるの湯企業組合 代表理事 佐久間 源一郎</p>  <p>源泉かけ流し・天然薬湯100% 千二百年の名湯が日帰り温泉 湯治施設、食堂も完備 飲泉療養にも適合しました</p> <p>〒969-7406 福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平888 TEL 0241-52-3324 FAX 0241-52-3324</p>	<p>取締役社長</p> <p>会津土建株式会社</p> <p>菅家洋一</p> <p>FAX 会津若松市追手町八ヶ町四番六番 TEL 0242-23-7146 965-0873</p>	<p>税理士法人キロル 代表社員 / 税理士 鈴木 義文 SUZUKI Yoshifumi</p> <p>〒965-0053 福島県会津若松市町北町上荒久田字鈴木152 電話 (0242)23-7145 携帯 090-9039-5321 FAX (0242)23-7146 E-mail gibun-5@kjc.biglobe.ne.jp</p> <p>税理士法人キロル 齋藤事務所 社員 / 税理士 齋藤 章一 SAITO Shoichi</p> <p>〒969-6533 福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下 751-4 電話・FAX (0242) 85-6378 携帯 090-4559-6268</p>
<p>法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみなさまと共に歩んでまいりました。 これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。</p> <p> Daido 大同生命保険株式会社  AIG AIG損害保険株式会社</p> <p>郡山支社 会津営業所/ 福島県会津若松市大町2-14-26(長谷川ビル3F) TEL 0242-32-2442</p> <p>郡山支店(会津)/ 福島県会津若松市駅前町8-1(桑原ビル4F) TEL 0242-22-1420</p>		

ISO9001 ISO14001 認定登録
一級建築設計事務所 登録
宅地建物取引業者 登録

 佐久間建設工業株式会社

〒969-7406
福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平 687 番地
Phone: 0241-52-3111 /Fax: 0241-52-3320
E-mail: sakugen@sakuma-k.co.jp
URL <http://www.sakuma-kk.com/>

佐久間源一郎
代表取締役社長

~大正13年創業~
小島工業株式会社

RB-ISO
RB-Q12016

MS
JAB
CM044

代表取締役
小島 英一

本社 〒965-0042 会津若松市大町二丁目6-22
工場 〒969-6586 福島県河沼郡会津坂下町坂本字滝坂ノ上900
TEL: 0242-83-4020
FAX: 0242-83-1124
E-mail: koji3.eddy@siren.ocn.ne.jp
関東営業所 〒332-0035 埼玉県川口市西青木2-8-28
TEL: 048-497-1350
FAX: 048-497-1530

 鶴城みそ・キンタカサゴしょうゆ
高砂屋商店

代表社員
社長 桑原 勇

〒969-6539
福島県河沼郡会津坂下町字古市141
TEL (0242) 83-2032
FAX (0242) 83-0424
URL <http://www.kintakasago.com/>
E-mail isamu@kintakasago.com



 島尾雅行税理士事務所

税理士
島尾 雅行

〒965-0846
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東279-20
TEL 0242-23-8267 FAX 0242-23-8270
E-mail: shimao-zeirishi@tkcnf.or.jp

<http://shimao-zeirishi.tkcnf.com>

 **TSC** -トンネルサービス・販売・リース
トホクサービス株式会社

代表取締役
田崎 幸男
YUKIO TASAKI

〒969-6207 福島県大沼郡会津美里町字宮里86番地
TEL 0242-54-5455 FAX 0242-54-2460
<http://www.tsc-g.jp> E-mail info@tsc-g.jp

 TAKEDA
general hospital

●竹田綜合病院
地域医療支援病院
地域がん診療連携拠点病院
臨床研修指定病院
日本医療機能評価機構認定

●山鹿クリニック
●芦ノ牧温泉病院
●介護老人保健施設エミネンス芦ノ牧
●介護福祉本部
●竹田看護専門学校

理事長
竹田 秀
TAKEDA SHU

一般財団法人 **竹田健康財団**
〒965-8585
福島県会津若松市山鹿町3-27
Phone: 0242-27-5511 Fax: 0242-27-5670
[URL: http://www.takeda.or.jp](http://www.takeda.or.jp)

 NANKAI SEIBU

代表取締役社長 **植田 正勝**
Masakatsu Ueda

南会西部建設コーポレーション
Nankai Seibu Construction Corp.

[本社] 〒965-0053 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木57-1
TEL 0242-25-0231 /FAX 0242-32-1534
E-mail: ueda@nankaiseibu.co.jp
URL: www.nankaiseibu.co.jp

 なかむら司法書士事務所

司法書士 **中村 洋剛**
司法書士 **中村 達也**
司法書士 **中村 祥平**

TEL 0242-28-2187 (事務所)

何か困ったことがあつたら、まずはお電話下さい。 **0120-454-527**

NZR 株式会社野尻金属 

代表取締役
社長 **野尻 勝志**

高田事業所 〒969-6207 福島県大沼郡会津美里町字宮里21
TEL 0242-55-0071 FAX 0242-55-0072
<http://www.nzr.co.jp>

 株式会社
二丸屋山口商店

代表取締役社長
山口 耕平

■本社 〒965-0059 会津若松市インター西50番地 (0242)22-0148 (代)
FAX (0242)25-0933
URL: <http://www.208.co.jp> e-mail: yamaguchi-k@208.co.jp

■郡山営業所 〒963-8033 郡山市龟田1丁目51番18号 (024)934-3151
FAX (024)934-3152
e-mail: nimaru-k@208.co.jp


**農業生産法人
株式会社米夢の郷**
 代表取締役
猪俣道夫
 〒969-6144 福島県大沼郡会津美里町福重岡字桜ノド27
 TEL 0242-57-1505 FAX 0242-57-1506
<http://maimunosato.jp> Email inomata@maimunosato.jp

代表取締役社長
新井田 傳
Tsutae Niida


花春酒造株式会社
 〒965-0065
 福島県会津若松市神指町大字中四合字小見前24番地の1
 TEL. 0242-22-0022
 FAX. 0242-37-2100
 URL. <http://www.hanaharu.co.jp>
 E-mail. hanaharu@hanaharu.co.jp


丸善商事株式会社
 代表取締役社長
武藤 公一
 本社 〒965-0027 福島県会津若松市花畠東3番9号
 Tel. 0242-32-2111(代表) Fax. 0242-32-2131
 携帯 090-2277-8520
 E-mail: muto@pax-maruzen.com
 非木材紙を使用しています 

代表取締役社長
鈴木 新
Arata Suzuki

 これからも、会津で刻みみたい笑顔の歩み。
丸果会津青果株式会社
会津若松市公設地方卸売市場
 〒 965-0006 会津若松市一箕町鶴賀字船ヶ森東 480
 さすけねえ

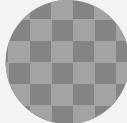

株式会社山口設計
 (一社)福島県建築士事務所協会員
 福島県建築設計協同組合員
 (一社)日本CLT協会会員
 天井診断士会員
 代表取締役 一级建築士・住宅性能評価員
山口 一男
 CMAJ正会員
 〔猪苗代本店〕〒969-3121 福島県郡山市猪苗代町字津金沢54番地
 TEL(0242)62-4310 FAX(0242)62-4381
 〔若松本社〕〒965-0013 福島県会津若松市堤町11番9号
 TEL(0242)23-7781 FAX(0242)23-7791
<http://www.yamaguchi.com>
 E-mail: archi@yamaguchi.email.ne.jp
 事務所 嘉多方事務所 中央事務所

取締役会長
天野 俊彦

 赤べこ桑の地
 会津柳津町
柳津測量設計株式会社
 ENVIRONMENTAL CREATION
 一般社団法人 福島県測量設計業協会員
 本社 〒969-7209 福島県河沼郡柳津町大字細八字下平22
 電話 (0241) 42-3387番
 FAX (0241) 42-3430番


山本商事株式会社
 代表取締役
山本 真一
 〒965-0059
 本社 会津若松市インター西29番地
 TEL (0242) 24-4561(代)
 FAX (0242) 25-0956
 E-mail shinichi-yamamoto@ysa.co.jp

代表取締役社長
片平 忠秀
Katahira Tadahide
山平会津若松青果株式会社
 会津若松市公設地方卸売市場
 〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東480番地
 TEL. 0242-25-2111 FAX. 0242-22-1711
 E-mail yamahei@green.ocn.ne.jp





よろしくお願い申し上げます
 本年も何卒
 安心をお届けしてまいります
 そのご家族の皆様に
 会員企業と
 今年も法人会の

令和二年

謹賀新年

（引受保険会社）**アフラック 郡山支社**
 〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**
 受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート□

- 社内体制整備編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



会津若松法人会

TEL.0242-22-5821 FAX.0242-25-3303

URL <http://www.aizu-ho.or.jp>